

イマリンビーチ・福田マリーナ・伊万里ファミリーパーク利活用 社会実験実施業務委託仕様書

1 目的

佐賀県有施設(イマリンビーチ、福田マリーナ)と伊万里市有施設(伊万里ファミリーパーク)の3つの公共施設が隣接している伊万里市黒川町福田地区(以下「福田地区」という。)は、穏やかな内海と美しい砂浜等、豊かな自然に恵まれたポテンシャルを有する場所である一方、各施設間の連携や回遊性が十分でないといった課題がある。

本業務では、福田地区の「海と陸のアクティビティを両方楽しむことができる」という強みを活かしながら、集客性や滞在時間等の動向や課題・問題点を多面的、多角的に実証するため、イベントを通じたサウンディングにより、事業性や運用面、設備面等の検証を行い、その後の事業者募集や設計・工事の精度向上を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

令和8年度 イマリンビーチ・福田マリーナ・伊万里ファミリーパーク利活用社会実験
実施業務委託

(2) 業務項目

- ・ 事前調査・市民ニーズ等の把握
- ・ 実施者(プレーヤー)の確保・調整
- ・ イベント等の企画・実施・支援、安全管理(自主実施イベント含む)
- ・ 効果検証及び利活用方針に対する提案
- ・ 成果報告書の作成

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年3月19 日まで

- ・ 全体計画スケジュールを含む実施計画書を提出
- ・ 履行期間には成果報告書作成までを含む

(4) 履行場所

伊万里市黒川町福田地内

- ・ イマリンビーチ
- ・ 福田マリーナ(マリーナ施設用地)
- ・ 伊万里ファミリーパーク(通称:いまり夢みさき公園)

3 業務内容

業務項目	内容
事前調査・分析	ア 事前調査 『令和7年度 イマリンビーチ・福田マリーナ・伊万里ファミリーパークの利活用に係る民間活力導入可能性調査業務委託報告書』の内容や各施設の状況を把握する。なお、成果報告書は発注者より貸与する。 イ 市民ニーズ等の把握 実効性のあるイベント等を実施するため、対象3施設において想定される市民ニーズ等を把握し、整理すること。
実施者（プレーヤー）の確保・調整	ア 実施者（プレーヤー）の確保 イベントの実施にあたって、多種多様な検証結果が得られるよう、実施者（プレーヤー）を確保すること。 ※実施者は、各施設の今後の利活用に関心がある事業者を想定している。 イ 実施者（プレーヤー）との調整 受託者が主体となって、実施者（プレーヤー）との意見交換、ニーズ把握、役割や費用負担の調整等を行うこと。 なお、実施者（プレーヤー）との対話・調整プロセスの最終的な承認は発注者が行うものとする。
イベント等の企画・実施・支援、安全管理（自主実施イベント含む）	ア イベントの企画・実施及び支援 ・ 本業務の目的達成に資する範囲において、集客エリア、回遊性・滞在時間の変化や既存施設への来訪者の変化など市場ニーズを把握するとともに、安全対策を含む施設整備の課題等を整理するため、対象3施設もしくは個々の施設において、イベント、ワークショップ、サービス提供等を企画すること。なお、受託者自らがイベントを実施することも可とする。 ・ 実施者（プレーヤー）が企画・実施するイベントについては、支援を行うこと。 ・ 仮設トイレや発動発電機等、イベントの実施にあたって必要な仮設設備は、受託者又は実施者（プレーヤー）が必要に応じて手配すること。 イ 安全管理 ・ 必要に応じて安全管理（交通誘導員、警備員の配置等）を実施すること。 ・ 利用者を含め、保険に加入すること。 ・ イベント等の実施にあたっては、実施者（プレーヤー）との役割、責任分担、収益の取扱い、保険加入状況等を記載した実施計画書を提出し、市の承認を得ること。 ウ アンケート調査等の実施 アンケート調査等を実施し、利用者の属性、来訪目的、情報入手経路、満足度、改善点等を把握すること。

効果検証及び 利活用方針に 対する提案	ア 各イベントの検証 イベントの結果・効果、課題、改善点などを整理、検証・分析すること。 イ 周知方法の検証 周知方法(SNS 等)における効果等を検証・分析すること。 ウ 利活用方針に対する提案 効果検証を踏まえ利活用方針に対する提案を作成すること。
報告書の作成	上記を取りまとめ、報告書を作成する。

4 業務実施に際しての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 対象となる市有施設及び県有施設は、通常一般利用がある施設であるため、イベント等は、各施設管理者及び発注者と十分に協議した上で実施すること。
- (3) 限られた期間であり、天候や他のイベントの影響もあることから、定期的に進行状況を報告するとともに、検討課題が生じた場合は臨時の会議を設けること(Web 参加可)。なお、伊万里市及び佐賀県との協議記録及び民間事業者(協力者)との対話の記録については、納品時はもとより、協議実施の都度、速やかに提出すること。
- (4) 目的達成に寄与するイベント等を複数回もしくは一定の期間を定めて実施することができるものとする。なお、その内容は回ごとに変更して差し支えない。
- (5) 目的達成への寄与が認められない、明らかに営利のみの内容は認めない。
- (6) 本業務で実施するイベント等に係る責任は、実施者(プレーヤー)の有無にかかわらず、受託者が一元的に負うものとする。
- (7) 費用は受託者負担とし、発注者が認める委託料の範囲内で実施できるものとする。
なお自己の責任において負担するものはその限りではない。
- (8) 委託料には、企画・支援、分析・検証の費用とイベント等に要する費用として運営費(人件費、消耗品費等)、安全管理費、資機材の調達費(レンタル代等)、参加者保険料を見込んでいるが、備品購入は認めない。
- (9) 収益は受託者の収入として差し支えないが、公共施設使用料等の規定を遵守すること。
- (10) 土地(施設)使用料に関しては無償とするため、利用者も無償とすること。
- (11) 事故、損害等の責任は受託者が負うものとする。
- (12) 受託者におけるイベント内容等の変更に伴う委託料の増額は原則認めないものとする。ただし、業務目的を達成するため必要と認められる場合は、発注者との協議により変更の対象とする場合がある。

5 提出書類

本業務の着手にあたり、受託者は下記の資料を委託者に提出し、承認を受けるものとする。

- ① 業務着手届

- ② 管理責任者届
- ③ 業務工程表

6 成果品

- ① 成果報告書 5部
- ② 関連資料一式(報告書、受託者との打合せ記録及び調査で生じた資料を電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で納品すること)

7 成果物納入場所

伊万里市 建設農林水産部 都市政策課
〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355 番地 1

8 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、業務上必要な図面及び資料等について、委託者に貸与を求めることができる。
- (2) 委託者は、受託者から貸与を求められた図面及び資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された図面及び資料等については、業務完了時までに責任を持って委託者に返還するものとする。

9 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部を再委託することについて、あらかじめ必要な情報を伊万里市に書面で提出し、その承諾を得た場合はその限りではない。
- (2) 前項ただし書きの場合、受託者は、再委託先にこの仕様に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先等の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

10 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、受託者は下記の書類を委託者に提出するものとする。

- ① 業務完了届
- ② 請求書

11 その他

- (1) 受託者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む)、意匠権等は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、著作物の著作者人格権を発注者及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は、発注者が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。

のとする。

- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、発注者は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (4) 受託者の責に帰すべき理由により、発注者、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (5) 本業務においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付けるものとし、受託者は業務上知りえた情報が第三者に漏洩しないように十分注意すること。
 - ア 業務上知り得た個人情報は、秘密を保持し、第三者への情報提供を禁止する。
 - イ 受託業務目的以外の利用を禁止する。
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製を禁止する。
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約。
- (6) 受託者が業務を実施するにあたり必要となる旅費は、委託料に含めるものとする。
- (7) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、発注者と受託者が協議の上、決定する。
- (8) 本業務は、ウィークリースタンスの対象である。業務の実施に当たっては、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定する。